

令和7年8月5日

関係官庁所管公益団体各位
都道府県所管公益団体各位

一般社団法人日本雇用環境整備機構
理事長 石井京子（公印略）

令和7年度開催「雇用環境整備士資格」講習会
開催のご案内並びに協力方ご依頼について

拝啓 貴会におかれましては時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、近年の労働者意識は“ワークライフバランス”なる用語の発生にも見られるように個々人のワークスタイルの多面化の傾向が顕著な時代となってきています。育児者・障害者・エイジレス（35歳以上又は高齢者）の活発な採用を国内促進すべきであることは、雇用主並びに使用者に課せられた責務ですが、これら対象者への雇用状況は決して十分なものとは言えず、且つ職場で勤務するこれら当事者にとっても理解ある適正な職場環境の整備を雇用主に望む声が大きくなってきております。

本機構では、このような事態に対応し、これら対象者の雇用促進と受け入れるにあたっての適正な職場環境整備のために、役員・管理職・人事総務担当部局にこれらの方々を雇用する際または雇用した際の専門知識者を育成・養成しています。本講習ではこれら対象者への労働関係法令や受け入れた際の知識と情報を講義し、知識を習得した者を雇用環境整備士として認定し、事業所内に専門知識を有する資格者として設置することで育児・障害・エイジレス雇用の適切な雇用環境整備の一層の推進に資することを目的としています。

また、第Ⅴ種（外国人雇用）では法改正を含む外国人労働者を雇用する企業の現場担当者なら知っておくべき知識を解説し、第Ⅳ種（学生雇用）では昨今問題となっている学生アルバイトのSNSトラブル事例等も取り上げ、これら人材を雇用した際の適正な職場環境整備の知識者も養成しています。

育児介護休業法改正・障害者雇用促進法改正・高齢者雇用安定法改正・出入国管理法改正等への不対応、職場環境の未整備により増加している労働争議・訴訟を未然に防ぐため専門知識者の育成と整備士の社内設置をお願い申し上げます。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮でございますが、人事・総務担当者並びに管理職の役職に就かれております方や貴団体職員へのご回覧、会員企業等関係各位へのご周知方及び貴事業所内への雇用環境整備士の設置につきましてご協力を賜りたく、格段のご配慮を賜りますようご依頼申し上げます。

ここに講習案内をお送りいたしますので、何卒宜しく願いいたします。

※今年度は自宅で学習できる「自宅学習方式（e-ラーニング方式）」で実施します。

育児者雇用・障害者雇用・エイジレス雇用・学生雇用・外国人雇用に関する講習会

- (1) 令和7年度「雇用環境整備士資格（第Ⅰ種～第Ⅴ種）講習会」

http://www.jee.or.jp/workshop/eei_workshop.html

- (2) 「雇用環境整備士資格（第Ⅱ種）上級課程講習会」（整備士第Ⅱ種資格者専用）

http://www.jee.or.jp/workshop/advance_workshop.html

- (3) 「コロナ禍における障害者雇用について人事担当者が知っておくべき知識講習会」

<http://www.jee.or.jp/workshop/challenged.html>

- (4) 「高齢者を継続雇用ではなく “中途採用” で雇用する際に雇用主や人事担当者が知っておくべき知識講習会」

<http://www.jee.or.jp/workshop/ageless.html>

本機構では育児者・障害者・エイジレスの雇用促進のため、以下の活用ツールを提供しております。

- 「発達障害を持つ人の職場でのトラブル事例と対処例の解説」
～職場での社内研修用ビデオとして人事部必携、管理職必聴～

全従業員に配布できます(買取型 980 円で何名に配布しても費用負担はありません)。
社内研修で上映したり e-ラーニングで社員のスキルアップ研修にご利用ください。
上長説明用資料は下記からダウンロードください。

<http://www.jee.or.jp/video/>

- 「育児・障害・エイジレス・マッチング WEB 求人サイト」（掲載無料・利用無料）

<http://www.jee.or.jp/public/data/maching-web-panf.pdf>

- 「雇用環境整備適正事業者認定制度」（審査料・認定料無料）

<http://www.jee.or.jp/public/data/authorize-panf.pdf>

- 本機構へのご入会お待ちしております（個人会員、法人会員）※公益団体は会費免除

<http://www.jee.or.jp/network/network.html>